（独立行政法人福祉医療機構が施行日前に受けた申込みに係る貸付けに関する経過措置）

第三十六条　独立行政法人福祉医療機構は、第二十八条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（以下「改正後機構法」という。）第十二条第一項に規定する業務のほか、当分の間、独立行政法人福祉医療機構が施行日前に受けた申込みに係る第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法（以下「改正前機構法」という。）第十二条第一項第十二号又は第十三号に規定する小口の資金の貸付けの業務を行うことができる。

２　前項に規定する小口の資金の貸付けの業務は、改正後機構法の適用については、それぞれ改正後機構法附則第五条の二第二項第一号又は第二号に定める業務とみなす。

（業務の委託の認可に関する経過措置）

第三十七条　第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行っている金融機関への改正前機構法第十二条第一項第十二号及び第十三号に規定する業務の一部の委託については、施行日以後は、改正後機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行っている委託とみなす。

（独立行政法人福祉医療機構債券に関する経過措置）

第三十八条　第二十八条の規定の施行の際現に発行されている改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る改正前機構法第十七条第一項に規定する独立行政法人福祉医療機構債券については、なお従前の例による。

（独立行政法人福祉医療機構による貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の業務）

第三十九条　独立行政法人福祉医療機構は、改正後機構法附則第五条の二第五項に規定する年金担保債権管理回収業務を終えた後、改正後機構法第十二条第一項に規定する業務のほか、当分の間、次に掲げる業務を行うことができる。

一　改正後機構法附則第五条の二第十四項に規定する貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

２　前項各号に掲げる業務に要する費用は、改正後機構法附則第五条の二第五項の規定にかかわらず、承継債権管理回収勘定（同項に規定する承継債権管理回収勘定をいう。）から支出するものとする。

３　第一項各号に掲げる業務は、改正後機構法第三十二条第二号の規定の適用については、改正後機構法第十二条第一項に規定する業務とみなす。

（秘密保持義務に関する経過措置）

第四十条　改正前機構法第十二条第一項第十二号及び第十三号に規定する業務に関して職務上知ることのできた秘密については、施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（昭和六十年国民年金等改正法の一部改正）

第四十二条　昭和六十年国民年金等改正法の一部を次のように改正する。

附則第十八条第五項中「七十歳」を「七十五歳」に、「五年」を「十年」に改める。

附則第二十条中「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

附則第三十四条第四項第一号中「附則第九条の二」の下に「若しくは第九条の二の二」を加える。

附則第四十六条中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

附則第六十四条中「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

第四十三条　昭和六十年国民年金等改正法の一部を次のように改正する。

附則第十八条第五項中「は「十年を経過した日」の下に「と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」を加える。

附則第八十二条第三項中「申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第八十四条第三項及び第四項において同じ。）」を加える。

（昭和六十年国民年金等改正法による支給の繰下げに関する経過措置）

第四十四条　附則第四十二条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定は、施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の昭和六十年国民年金等改正法による老齢基礎年金の請求に関する経過措置）

第四十五条　附則第四十三条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定は、第九号施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十六条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。附則第七十八条において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国等（共済法第九十九条第四項（共済法附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。）」を「国」に改め、同条第二項中「国等」を「国」に改める。

附則第六十四条第四号中「国等」を「国」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項第一号中「者」の下に「（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）」を加え、同条第八項に次の一号を加える。

三　国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき。

第四十八条　国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

附則第十八条第三項中「第四十四条第一項中」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と、」を加える。

附則第十九条第三項中「第四十四条第一項中」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と、」を加え、同条第五項中「その年齢に達した当時」と」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と」を加える。

附則第二十条第三項中「第四十四条第一項中」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と、」を加え、同条第五項中「その年齢に達した当時」と」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と」を加える。

附則第二十条の二第三項中「第四十四条第一項中」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と、」を加え、同条第五項中「その年齢に達した当時」と」の下に「「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と」を加える。

附則第二十一条第一項中「附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額」を「第四十六条第三項に規定する支給停止調整開始額」に、「「支給停止調整開始額」に、「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に改め、同項ただし書中「、当該各号に掲げる場合において」を削り、同項各号を削る。